

その他のご留意事項

- この商品にお申込みいただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を与えることはありません。
- 告知の結果によっては、ご契約をお引受けできなかつたり特別な条件付でご契約をお引受けさせていただく場合があります。告知に関するご質問などにつきましては東京海上サポートセンター(告知照会窓口)までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】東京海上サポートセンター(告知照会窓口) ☎0120-555-835

受付時間 9:00～18:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。東京海上日動あんしん生命の取扱者/代理店(生命保険募集人)は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。なお、東京海上日動あんしん生命の取扱者/代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、東京海上日動あんしん生命カスタマーセンターまでご連絡ください。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。お申込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえお申込みください。

主な記載事項 ●保険の特長としくみ ●保険金・給付金等のお支払い ●解約返戻金 ●特約について
●クーリング・オフ ●健康状態・職業などの告知義務 ●保険会社の責任開始期 など

※「ご契約のしおり・約款」は東京海上日動あんしん生命のホームページでご覧いただけます。

募集代理店

引受保険会社



TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-0005
<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

カスタマーセンター

<商品についてのご案内>

☎0120-300-352

<上記以外の生命保険全般に関わるご相談>

☎0120-016-234

受付時間 平日 9:00～18:00
土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

東京海上日動あんしん生命の

長生き支援終身

低解約返戻金型終身介護保険(無配当)



TOKIO MARINE
NICHIDO

2020年3月



あんしんセエメエ

重要事項説明書 兼 パンフレット

ご契約前に必ずお読みください

この書面は、ご契約内容等に関する重要な事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

ご注意いただきたいこと

この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

引受保険会社

東京海上日動あんしん生命

「長生き」の時代に、質の高い「長生き」をご支援する終身保険です。

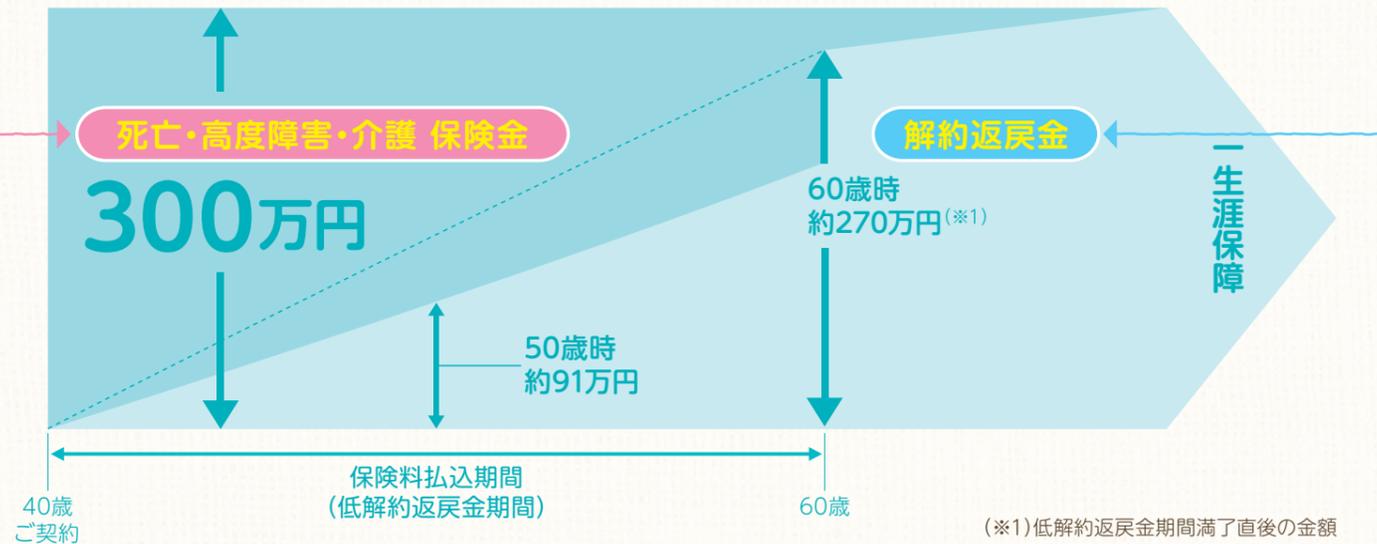
平均寿命と健康寿命を
ご存じですか？

P.3をご覧ください



ご契約例

- ご契約年齢：40歳（男性）
- 保険金額：300万円
- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：60歳まで
- 月払保険料（口座振替）：11,952円
- 低解約返戻金割合：70%
- 特定疾病保険料払込免除特則：付加なし



- ⚠ 健康祝いのお支払いはありません。
- ⚠ ご契約内容等によっては、お支払いする保険金額等がお払込保険料の合計額より少ない金額となることがあります。

お受取例

介護保険金

お受取り方法が
選択できます。

ケース1 一時金でお受取り 300万円

ケース2 10年間にわたり
年金でお受取り
(年金支払特約を付加された場合) 30万円 30万円 30万円 10年間

死亡保険金 高度障害保険金

ケース3 一時金でお受取り 300万円

主なお取扱い

取扱範囲の詳細は、
契約概要でご確認
いただけます。

- ご契約年齢：15～69歳
- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：10年以上払込満了時年齢79歳以下
- 保険金額^(※3)：200万円～5,000万円(10万円単位)

- (※3) ご契約年齢・ご職業等により、保険金額に制限があります。
- 募集代理店等によってお取扱いの範囲が異なる場合があります。詳細につきましては、取扱者/代理店にご確認ください。

保険料を一括で払込む全期前納（一部前納も可能）のお取扱いもあります。詳しくはP.4へ

保険料の払込免除

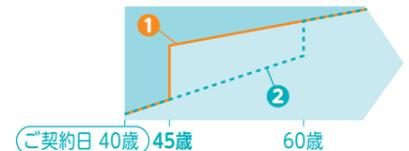
ケガで所定の身体障害状態になったときや **オプション** 特定疾病で所定の疾病状態に該当したときは将来の保険料のお払込みは不要です。

- 不慮の事故によるケガで事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態に該当したときや **オプション** 特定疾病で所定の疾病状態に該当したときは、将来の保険料のお払込みは不要となります。
- **オプション** 特定疾病で所定の疾病状態に該当して、保険料の払込みが免除された場合には、それ以後の解約返戻金の計算には70%を乗じません。
- **オプション** は、特定疾病保険料払込免除特則を付加した場合に対象となります。
- 特定疾病および所定の疾病状態については、用語の解説

特定疾病保険料払込免除特則により、 保険料の払込みが免除された場合の例

上記ご契約例と同じご契約条件で、この特則を付加したケース

- 月払保険料（口座振替）：13,044円
- 解約返戻金のイメージ図



45歳時にこの特則の保険料払込免除事由に該当

	45歳時	55歳時	65歳時
① 特則により保険料の払込みが免除された場合の解約返戻金	約252万円	約264万円	約275万円
② (ご参考) 上記①に該当しない場合の解約返戻金 ^(※4)	約37万円	約137万円	約275万円

(※4) 所定の身体障害状態に該当したことによる保険料の払込み免除の場合を含みます。

死亡・高度障害・介護 保険金

介護の保障も万一の場合の保障も
ご契約当初から
ご準備いただける終身保険です。

“公的介護保険で
要介護2以上^(※2)”
で介護保障の対象
となります!

- 介護保険金のお支払事由に該当したときも、死亡や高度障害状態になったときも、同額の保険金をお支払いするシンプルな保障です。
- 介護保険金は公的介護保険で要介護2以上^(※2)と認定または東京海上日動あんしん生命所定の要介護状態が180日を超えて継続したときにお受取りいただけます。
- 介護保険金・死亡保険金・高度障害保険金のいずれかをお受取りいただいた場合、ご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。

- (※2) 40歳未満は公的介護保険の対象外となります。
- 所定の要介護状態については、用語の解説

解約返戻金

解約返戻金を
ご活用
いただけます。

長期的な
貯蓄機能を
備えて
います!

- 解約された場合には解約返戻金がありますので、老後の生活資金にもご活用いただけます。
- 保険料払込期間を「低解約返戻金期間」に設定しているため、保険料払込期間中の解約返戻金は、解約返戻金を低く制限しない場合の解約返戻金に70%を乗じた額となります。

●解約された場合は、ご契約は消滅し以後の保障はなくなります。

用語の解説

1 所定の要介護状態とは、寝たきりまたは認知症により介護を必要とし、下記のA、Bいずれかに該当する状態です。

- | | |
|--|---|
| <p>A 常時寝たきり状態で、右の①に該当し、かつ、右の②～④のうち2項目以上に該当して他人の介護を必要とする状態</p> | <p>① ベッド周辺の歩行が自分ではできない。</p> <p>② 衣服の着脱が自分ではできない。</p> <p>③ 入浴が自分ではできない。</p> <p>④ 食物の摂取が自分ではできない。</p> <p>⑤ 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。</p> |
| <p>B 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を必要とする状態</p> | |

2 特定疾病および所定の疾病状態とは…

所定の疾病状態	対象となる特定疾病	
	悪性新生物(がん) ^(※5)	心疾患 ^(※6) ・脳血管疾患
診断確定	所定の手術または継続20日以上入院	

(※5) 「上皮内新生物」は対象となりません。責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までをがんに関する不担保期間とします。がんに関する不担保期間の詳細については、P.7 契約概要「2 主契約の概要、保険金額等について」の「特定疾病保険料払込免除特則」をご覧ください。

(※6) 高血圧性心疾患は対象になりません。

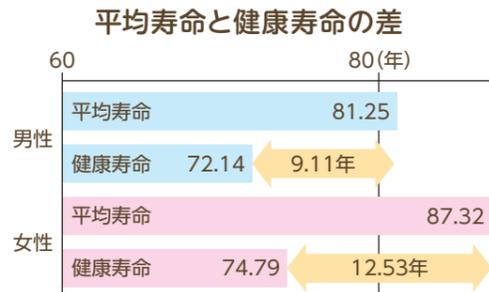
女性にもおススメしたい長生き支援終身

女性にもおススメ

将来、自分の介護のための費用で子どもに負担をかけたくない…
シングルライフを楽しんでいるけれど、将来の病気や介護は不安…
そんな女性におススメしたい保険です。

平均寿命と健康寿命には開きがあり、特に女性では12.53年になっています。

(平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限のある「健康ではない期間」を意味します。)



注:平均寿命は厚生労働省「平成30年簡易生命表」
健康寿命は厚生労働省「厚生科学審議会 第12回健康日本21(第二次)推進専門委員会 資料」(平成30年8月)

女性の方が男性に比べ、将来の介護リスクについて不安を感じている方が多い傾向にあります。

自分の介護に対する不安の内容(抜粋)

	男性	女性
家族の肉体的・精神的負担	62.5	69.9
公的介護保険だけでは不十分	57.0	60.6
家族の経済的負担	55.6	59.0
介護サービスの費用がわからない	47.0	50.1
家族の時間を拘束する	45.9	50.8

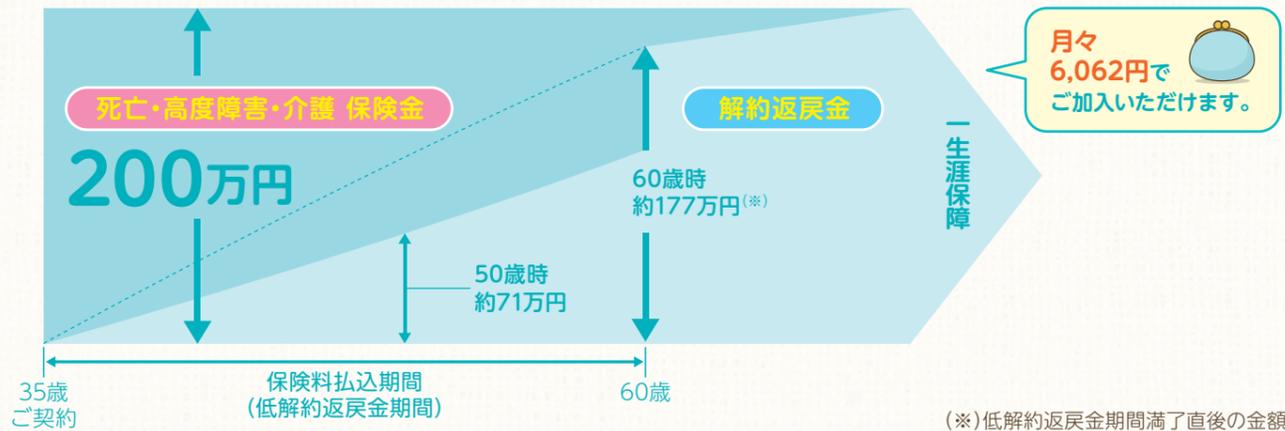
(公財)生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」

健康寿命とは?

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義されています。

ご契約例

- ご契約年齢: 35歳(女性)
- 保険金額: 200万円
- 保険期間: 終身
- 保険料払込期間: 60歳まで
- 月払保険料(口座振替): 6,062円
- 低解約返戻金割合: 70%
- 特定疾病保険料払込免除特例: 付加なし



- ・健康祝金のお支払いはありません。
- ・ご契約内容等によっては、お支払いする保険金額等がお払込保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。

保険料例

上記ご契約例のプランをご契約年齢ごとに試算しています。

ご契約年齢	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳
月払保険料(口座振替)	4,966円	6,062円	7,716円	10,482円	16,004円

保険料の全期前納のお取扱いが可能です。

お手元の余裕資金を、保険料として一括で払込む全期前納(一部前納も可能)もご選択いただけますので、**余裕資金を活用して、ご家族の介護保障を準備いただくことも可能です。**

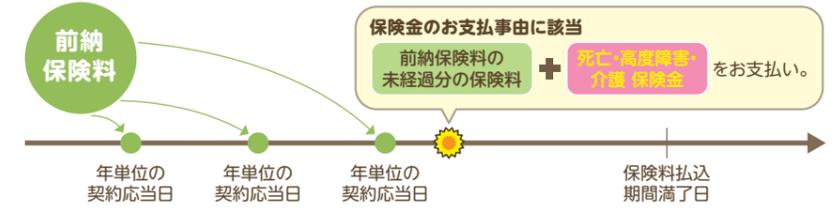


前納ってどういう制度?

将来の保険料を所定の期間分(2年以上)まとめてお支払いいただくお取扱いで、割引があります。そのため、平準払(年払)に比べ総払込保険料が少なくなります。一括でお支払いいただいた前納保険料は、年単位の契約当日ごとに保険料のお払込みにあてられます。

前納期間中に万一のことがあったらどうなるの…

保険料払込期間満了日までに **死亡・高度障害・介護 保険金** をお支払いする場合には、一括でお支払いいただいた前納保険料のうち未経過分の保険料をお返しいたします。



公的介護保険の要介護認定について

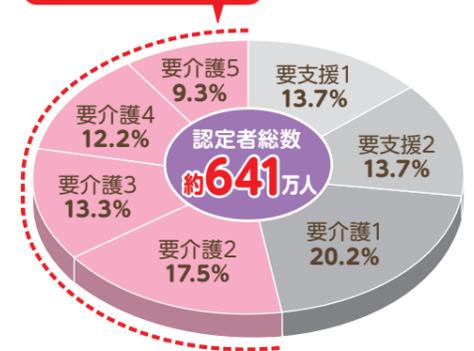
長生き支援終身の介護保険金のお支払対象となる公的介護保険の要介護2以上の状態とは、介護保険法等に定めるところによる状態です。なお、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の公的医療保険加入者)の場合は、介護保険法施行令第2条に規定する特定疾病が原因で、要介護2以上の状態に該当したときに限ります。

〈公的介護保険の要介護認定【要介護2~5を抜粋】〉

	公的介護保険における要介護度別の身体状態のめやす(例)
軽度	要介護2 食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱は何とかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
	要介護3 食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりではできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
	要介護4 食事にとどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
重度	要介護5 食事や排泄がひとりではできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2018年8月改訂版)

「長生き支援終身」のお支払対象



[注]数字は端数処理の関係上、合計が100%になっておりません。厚生労働省「平成29年度 介護保険事業状況報告(年報)」

あんしん生命のお客さまへのサービス

この保険にご契約のお客さま・ご家族は**無料**(※)でご利用いただけます。サービスは予告なく変更される場合があります。各サービスは東京海上日動あんしん生命がグループ会社および提携会社を通じて提供します。詳細については、東京海上日動あんしん生命ホームページをご覧ください。

介護お悩み電話・訪問相談サービス ☎0120-428-834 受付時間 平日9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始は除きます。)

電話相談サービス	訪問相談サービス
介護に関するお悩みに、専門の相談員がお電話で親身にお応えします。	ケアマネジャーが訪問し、ケアプランの骨子の作成またはケアプランに対するセカンドオピニオンを提供します。
	長生き支援終身のご契約者・被保険者ご本人が公的介護保険における「要介護2以上」と認定された場合等にご利用いただけます。
	(※)2回目以降のご利用については有料となります。

電話相談の例 母の手術が終わり、現在リハビリ中です。入院先の病院から要介護認定を受けるように言われたのですが、申請方法が分かりません。また、介護施設にどんなものがあるのかも分からず困っています。

メディカルアシスト(各種医療サービス)

緊急医療相談/一般の健康相談 24時間 365日対応	医療機関案内 24時間 365日対応	転院・患者移送手配 24時間 365日対応 (※)転院・移送の実費については、お客さまのご負担となります。	がん専用相談窓口 事前にご予約ください	予約制専門医相談 事前にご予約ください
-------------------------------	-----------------------	---	------------------------	------------------------

人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス

☎0120-633-877 受付時間 平日9:30~17:30(土・日・祝日、8/12~8/16、12/29~1/5は休業となります。)
(※)受診費用の実費については、お客さまのご負担となります。

がんお悩み訪問相談サービス

☎0120-363-992 予約受付 24時間365日対応

重要事項説明書

重要事項説明書には、
ご契約前に必ずご確認ください
大切なことがらを記載しています。

ご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。
お申込みいただきましたら、後ほどお届けする保険証券とともに保存いただき、ご活用ください。
重要事項説明書には、複数の特約を記載していますので、ご契約後には、ご契約いただいている特約を保険証券にてご確認のうえ、該当部分をご覧くださいますようお願いいたします。

契約概要

P.6~P.10

ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。

長生き支援終身(低解約返戻金型終身介護保険)

- 商品の特長・仕組み…………… P.6
- 主契約の保障内容…………… P.7
- 特約の保障内容…………… P.8
- その他ご確認ください事項…………… P.9~P.10

注意喚起情報

P.11~P.18

ご契約のお申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。

その他の重要事項

P.19~P.20

ご契約のお申込みに際して、ご確認ください事項を記載しています。

上記のほか、以下についても記載しています。

Web約款(インターネットによる「ご契約のしおり・約款」の閲覧)について……………P.21

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。「契約概要」に記載のお支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等は「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

■ 引受保険会社の商号と住所等について
商号 東京海上日動あんしん生命保険株式会社
住所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-2-1
ホームページ <https://www.tmn-anshin.co.jp/>

■ カスタマーセンター
〈商品についてのご案内〉
☎ 0120-300-352
〈上記以外の生命保険全般に関わること〉
☎ 0120-016-234
受付時間 平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

商品の特長・仕組み

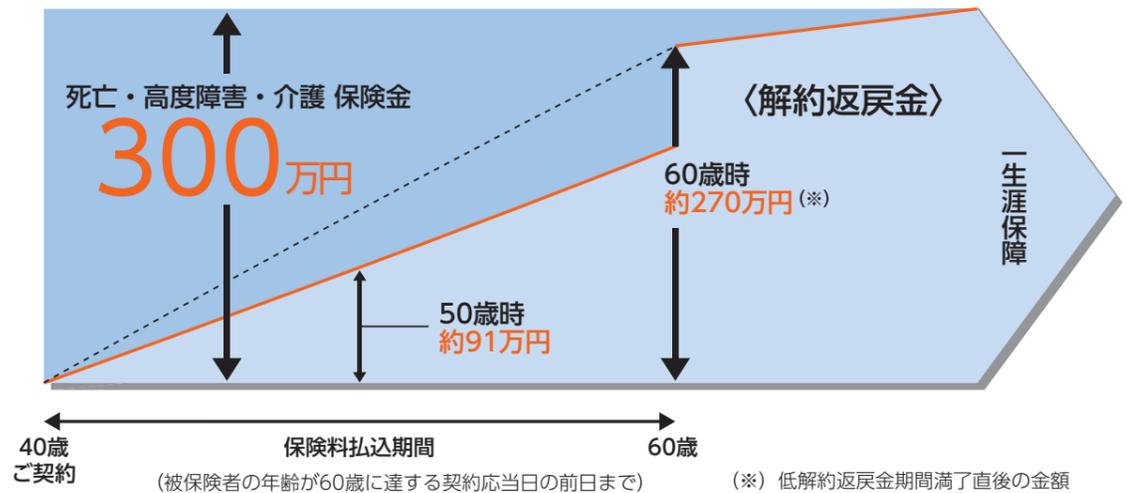
1 長生き支援終身の特長と仕組み

特長

死亡・高度障害・介護の保障を終身にわたり確保できます。

ご契約例 (計算基準日: 2020年4月1日)

ご契約年齢: 40歳(男性)
保険金額: 300万円
低解約返戻金期間: ご契約日から保険料払込期間が満了する日の24時まで
低解約返戻金割合: 70%
月払保険料(口座振替): 11,952円
特定疾病保険料払込免除特則: 付加なし



⚠ 健康祝金のお支払いはありません。

主契約の保障内容

2 主契約の概要、保険金額等について

特定疾病保険料払込免除特則は、ご契約に付加されている場合のみ保険料の払込免除の対象となります。

保険金等の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額等	受取人	ご注意いただきたいこと
死亡保険金	死亡したとき	保険金額 保険金額が 解約返戻金額を 下まわる場合は 解約返戻金額と 同額とします	死亡保険金 受取人	<ul style="list-style-type: none"> 死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金はいずれか1つのみをお支払いし、重複してはお支払いしません。 高度障害保険金または介護保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。 所定の要介護状態とは、「常時寝たきり」または「器質性認知症」により、約款所定の条件を満たす他人の介護を必要とする状態をいいます。要介護状態は、約款に定める保険会社独自の認定基準によるものであり、公的介護保険制度で定める要介護状態とは異なります。 公的介護保険制度の改正が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、介護保険金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。
高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき		被保険者	
介護保険金	次の①または②のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき ②所定の要介護状態が180日を超えて継続したと医師によって診断確定されたとき			
健康祝金 <small>健康祝金をお支払いするタイプにご契約の場合</small>	死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金をお支払いすることなく、所定の支払対象年齢に到達する年単位の契約応当日に生存しているとき 健康祝金をお支払いするタイプはお取扱いしていません。	保険金額 × 支払割合	—	—
保険料払込みの免除	不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になったとき	将来の保険料のお払込みを免除	—	—
特定疾病保険料払込免除特則 <small>(ご契約に付加した場合)</small>	上記の「保険料払込みの免除」の「お支払事由の概要」のほか、以下の①または②に該当したとき ①初めて悪性新生物 ^(※) と診断確定されたとき ②心疾患(高血圧性心疾患を除く)または脳血管疾患により、所定の手術または継続20日以上入院治療を受けたとき (※)上皮内新生物や良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫等は対象となりません。	将来の保険料のお払込みを免除	—	<ul style="list-style-type: none"> 悪性新生物による保険料払込みの免除について、次の点にご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> ■責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までを不担保期間とし、不担保期間終了まで(責任開始期前を含みます)に悪性新生物に罹患した場合、悪性新生物による保険料払込みの免除はいたしません。この場合、不担保期間終了後に新たに悪性新生物に罹患されても、悪性新生物による保険料払込みの免除はいたしません。 ■悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的所見が得られない場合は、その他の所見を認めることがあります。 「所定の手術」とは、公的医療保険制度に基づく医療診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術および先進医療に該当する手術をいいます。先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や承認取消等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。 保険料払込みの免除の対象となる悪性新生物、心疾患(高血圧性心疾患を除く)、脳血管疾患は、普通保険約款の別表に定めるものとします。悪性新生物とは、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版(2012年改正版)」等により悪性新生物に分類されるものをいいます。 公的医療保険制度の改正が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、保険料払込みの免除事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。 特定疾病保険料払込免除特則のみの解約はできません。

特約の保障内容

3 付加できる特約の概要、保険金額等について

この保険に付加できる主な特約は次のとおりです。

1 年金支払特約

- 介護保険金を一時金によるお支払いに代えて、年金でお支払いします。
- この特約は、介護保険金のお支払事由発生前に限り付加することができます。
- 年金支払移行特約を付加して主契約の保障内容変更を行った場合、この特約は消滅します。

2 リビング・ニーズ特約

保険金の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額
特定状態保険金	余命が6か月以内と判断されるとき ^(※1)	特定状態保険金の受取人がご請求された金額 (指定保険金額) - (指定保険金額に 対応する6か月分の 利息) + (指定保険金額に 対応する6か月分の 保険料相当額)

(※1) 余命が6か月以内とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味し、その判断は医師に記入いただいた診断書や請求書類等に基づいて行います。

- 特定状態保険金のご請求額は、主契約の保険金額^(※2)以内かつ被保険者お一人について3,000万円を限度(他の保険契約と合算します)とします。
- (※2) 保険金額が解約返戻金額を下まわる場合は解約返戻金額と同額とします。
- 特定状態保険金として主契約の保険金額の一部をご請求されたときは、主契約のうち、指定保険金額に対応する部分が消滅し、残りの部分は保障が継続します。
- 特定状態保険金のお支払いは、1契約につき1回を限度とし、特定状態保険金をお支払いした場合、この特約は消滅します。

3 指定代理請求特約

- 被保険者である保険金等の受取人が、病気やケガにより保険金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
- 指定代理請求人は、保険金等の請求時において、次のいずれかに該当することが必要です。
 - ・被保険者の戸籍上の配偶者
 - ・被保険者の直系血族
 - ・被保険者の3親等内の親族
 - ・被保険者と同居し、または生計を一にしている方
 - ・被保険者との契約にもとづき、被保険者の療養看護または財産管理を行っている方
- 指定代理請求人からのご請求に対して保険金等をお支払いした場合、その後重複してご請求を受けても保険金等をお支払いしません。

4 年金支払移行特約

- ご契約後、所定の期間が経過し、保険料の払込みが終了している場合、この特約を付加することにより、主契約の保障を年金支払に移行することができます。
- 移行時に積み立てられている主契約の責任準備金等をもとに基本年金額を計算しますので、新たに保険料を払込む必要はありません。

その他ご確認いただきたい事項

4 お取扱いについて

ご契約年齢	保険期間	最低保険料	保険金額	低解約返戻金期間	低解約返戻金割合
15歳～69歳	終身	3,000円	200万円～5,000万円 (10万円単位)	ご契約日から保険料払込期間が満了する日の24時まで	70%

- 健康祝金をお支払いするタイプのお取扱いはありません。
- ご職業等によっては、契約をお引受けできなかつたり、保険金額を制限させていただく場合があります。
- 他にご契約がある場合、その保険金額(給付金額)と合算してご加入いただける限度額(通算限度額)の範囲内でお取扱いをいたします。
- 募集代理店によってお取扱いの範囲が異なる場合があります。詳細につきましては、取扱者/代理店にご確認ください。

5 保険料のお払込みについて

払込期間	10年以上払込満了時年齢79歳以下
払込方法	月払、年払
払込経路	口座振替、クレジットカード払込 ^(※1)
払込制度	前納 ^(※2) (年払契約の場合)

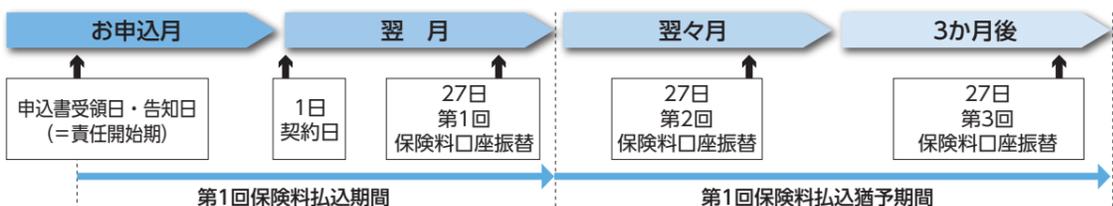
- (※1) 1回分の保険料が、月払、年払ともに、10万円以下のお取扱いとなります。クレジットカード払の場合、前納は取扱いしていません。
(※2) 将来の保険料を所定の期間分(2年以上)まとめてお払込みいただく方法で、割引があります。全期間分の保険料をまとめてお払込みいただく全期前納もご利用いただけます。

- 責任開始期に関する特約(申込書受領日と告知日のいずれか遅い時から責任を開始する特約です)を付加して、第1回保険料を口座振替でお払込みいただく場合の取扱いは次のとおりです。

〈第1回保険料の払込期間および払込猶予期間〉

- 払込期間(保険料をお払込みいただく期間): 責任開始日からその翌月末日まで
- 払込猶予期間: 払込期間満了日の翌月1日から翌々月末日まで

「責任開始期に関する特約」の付加による口座振替について(月払の例)



〈ご請求が間に合わなかった場合や残高不足等で口座振替できなかった場合〉

月払	責任開始期の属する月の翌々月27日に2か月分の保険料を口座へ請求します。
年払	責任開始期の属する月の翌々月27日に保険料を口座へ再請求します。

責任開始期の属する月の翌々月の請求が振替不能となった場合は、請求月の翌月に保険料お払込みのご案内(コンビニ払込票)をご契約者宛に送付しますので、保険料払込猶予期間内にお払込みください(月払契約の場合は3か月分の保険料をお払込みください)。

〈払込猶予期間内に第1回保険料のお払込みがなかった場合〉

ご契約は無効となります(ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期に遡って保障がなくなります)。ご契約が無効となった場合、責任準備金などその他の返戻金のお支払いはありません。また、ご契約の復活のお取扱いはありません。

- 契約日は、月払の場合は責任開始期の属する月の翌月1日となり、年払の場合は責任開始期と同日となります。月払で契約日特例をご選択いただいた場合、契約日は責任開始期と同日となります。
- 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢となります。
- 払込方法、払込経路の取扱範囲は、募集代理店によって異なりますので、取扱者/代理店にご確認ください。

6 解約返戻金について

- 解約返戻金の額は、契約年齢・性別・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などにより異なります。ご契約を途中でおやめになると解約返戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になり、特にご契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。
- この保険は、保険料払込期間を低解約返戻金期間とします。低解約返戻金期間中の解約返戻金は、解約返戻金を低く制限しない場合の解約返戻金に70%を乗じた額とします。ただし、特定疾病保険料払込免除特則により保険料のお払込みが免除された場合または払済保険に変更した場合は、その後の解約返戻金の計算には70%を乗じません。

〈P.6 契約概要「1 長生き支援終身の特長と仕組み」の「ご契約例」の場合〉

経過年数 ^(※1)	既払込保険料累計額 ^(※1)	解約返戻金額 ^(※1)	解約返戻率 ^(※2)
5年	717,120円	377,700円	52.6%
10年	1,434,240円	911,700円	63.5%
20年	2,868,480円	1,890,600円 ^(※3)	65.9%
30年	2,868,480円	2,809,200円	97.9%
40年	2,868,480円	2,896,200円	100.9%

- (※1) 既払込保険料累計額・解約返戻金額は、契約応当日前日の値を記載しています。
例えば、経過年数5年とは、ご契約日の5年後の契約応当日の前日のことをいいます。
(※2) 解約返戻率(%) = 解約返戻金額 ÷ 既払込保険料累計額 × 100
(※3) 低解約返戻金期間満了直前の金額。低解約返戻金期間満了直後の解約返戻金額は2,701,800円(94.1%)。

7 契約者配当について

この保険の主契約および特約は、契約者配当金はありません。

8 預金等との違いについて

この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

9 ご留意いただきたい点について

- 主契約および特約に関して、「免責事由に該当した場合」、「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」、「詐欺による取消の場合」、「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。
- ご契約内容等によっては、お支払いする保険金額等がお払込保険料の合計額より少ない金額となることがあります。
- 実際のご契約内容(保険期間・保険金額・保険料・保険料払込期間・保険料払込方法など)につきましては、申込書等(情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面等)の該当箇所をご参照ください。
- 超保険^(※)のお取扱いはしていません。超保険にご加入いただいた場合の独自の特約・割引・サービスは適用されません。
(※)「超保険」とは、東京海上グループの生損保一体型商品をいいます。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由・制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 クーリング・オフ(お申込みの撤回やご契約の解除)ができます

- お申込者またはご契約者は、「**ご契約のお申込日**」または「**第1回保険料の領収日(第1回保険料をクレジットカードによりお払込みいただいた場合は、東京海上日動あんしん生命がクレジットカードの有効性等を確認した日)のいずれか遅い日**」から、その日を含めて**8日以内**であれば、**書面により**クーリング・オフができます。この場合、お払込みいただいた金額をお返しします。
- 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約の場合は、「**ご契約のお申込日**」から、その日を含めて**8日以内**であれば、クーリング・オフができます。
- 東京海上日動あんしん生命が指定した医師の診査が終了した場合や債務履行の担保のための保険契約の場合等は、クーリング・オフができません。

〈クーリング・オフのお申し出方法〉

- クーリング・オフは**書面の発信時(郵便の消印日付)**に効力が生じます。必ず**郵便にて**下記住所宛にお申し出ください。

〒167-8080 荻窪郵便局私書箱10号
東京海上日動あんしん生命保険(株) クーリング・オフ担当 宛

【ご記入例】

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 行

①私は下記契約の申込みの撤回を行います。

②申込人(契約者) 安心 太郎(アンシン タロウ)

③住所 東京都××区〇〇〇〇

④電話番号 03-****-****

⑤証券番号 xxxxxxxxxxxx

⑥取扱者/代理店 △△保険サービス

⑦保険料 □□□□円

⑧返金先口座 ○○銀行xx支店 普通〇〇〇〇〇〇

口座名義人 アンシン タロウ

⑨クーリング・オフの理由(任意でご記入ください)

お申込者(ご契約者)
ご自身で署名ください。

⑦と⑧はすでに保険料
をお払込みいただいた
場合のみ、ご記入く
ださい。またご契約者
本人名義の口座に限り
ます。

〈クーリング・オフに関するご注意〉

- クーリング・オフに関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- クーリング・オフ書面の発信時に保険金・給付金等のお支払事由が生じている場合には、クーリング・オフの効力は生じません。ただし、その書面の発信時に、お申込者またはご契約者が保険金・給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2 最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください

ご契約者や被保険者には、**健康状態等について正しく告知をしていただく義務があります。**

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等。以下同じ)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等のうち「告知書」等で東京海上日動あんしん生命がおたずねする内容について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 診査を行うご契約(医師扱)の場合には、東京海上日動あんしん生命指定の医師がおたずねする内容について事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)は告知受領権がなく、**生命保険募集人に口頭でお話しされても告知したことはありません。**

傷病歴等がある方へのお引受け(特別条件付引受)について

- 傷病歴等を告知された場合、所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- 告知の内容等によっては、傷病歴等があってもお引受けすることがあります。また、**ご契約を特別な条件付(保険料の割増、保険金の削減等)でお引受けすることや、お断りすることもあります。**お申込みにあたって所定の診査をご利用いただく場合は、告知書等でお申込みいただく場合とお引受条件が異なることがあります。

告知の内容が事実と相違する場合、ご契約または特約を解除し、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

〈告知義務違反になると、どうなるの?〉

- 告知いただくことからは、「告知書」等に記載しています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、ご契約の締結または復活の際の責任開始日から2年以内であれば、東京海上日動あんしん生命は「告知義務違反」として**ご契約または特約を解除することがあります。**
- ご契約の締結または復活の際の責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が2年以内に発生していた場合には、**ご契約または特約を解除することがあります。**

〈保険金・給付金等のお支払いへの影響は?〉

- ご契約または特約を解除した場合には、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が発生していても、**保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除を行うことはできません**(※)。この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。
(※)ただし、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除を行います。

〈告知義務違反の内容が特に重大な場合は?〉

- **告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後であっても、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。**

ご契約内容の確認について

- 東京海上日動あんしん生命の社員または東京海上日動あんしん生命が委託した者が、ご契約のお申込み後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、**ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。**

3 保障は所定の手続きが完了した時から開始します

- お申込みいただいたご契約を東京海上日動あんしん生命が承諾(お引受けすることを決定)した場合、第1回保険料のお払込方法に応じて、責任開始期は以下のようになります。

第1回保険料の払込方法	責任開始期(ご契約上の保障を開始する時期)
①東京海上日動あんしん生命の指定口座にお振込みされる場合	「指定口座に着金した時」または「告知日(診査日)」のいずれか遅い時
②クレジットカードによりお払込みされる場合	「東京海上日動あんしん生命がクレジットカードの有効性等を確認した時」または「告知日(診査日)」のいずれか遅い時
③口座振替によりお払込みされる場合 (「責任開始期に関する特約」を付加する場合)	「申込書受領日」(*)または「告知日(診査日)」のいずれか遅い時

(※)情報端末を利用したお申込みの場合は、「情報端末でご契約のお申込みをされた時」をいいます。

- 「責任開始期に関する特約」を付加する場合の第1回保険料の払込期間および払込猶予期間については、**P.9** 契約概要「**5** 保険料のお払込みについて」をご覧ください。
- 特定疾病保険料払込免除特則は悪性新生物に関して、責任開始日からその日を含めて**90日の不担保期間(*)**があります。
(※)不担保期間終了までに悪性新生物に罹患した場合は保障の対象となりません。
- 取扱者/代理店(生命保険募集人)は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。

4 第2回以後の保険料は、払込期月内にお払込みください

- 払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 保険料の払込期月と払込猶予期間は次のようになります。

	払込期月(保険料をお払込みいただく月)	払込猶予期間
月払	契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から末日まで
年払	契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から翌々月の月単位の契約応当日まで

- 払込猶予期間内にお払込みがない場合、**ご契約は失効します(ご契約の効力がなくなり、保障がなくなります)**。ただし、保険料の振替貸付が可能な場合には、あらかじめご契約者から特に反対のお申し出がない限り東京海上日動あんしん生命が自動的に保険料をお立替えし、ご契約を有効に継続させます。立替利息は東京海上日動あんしん生命所定の利率で計算します(複利計算)。
- 失効したご契約でも、失効日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、告知(または診査)と、延滞保険料(失効している期間の保険料)のお払込みが必要となります。ただし、**健康状態などによっては復活できない場合があります**。復活の際の責任開始期等は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

5 保険金・給付金等がお支払いできない場合や、保険料のお払込みの免除がされない場合があります

次のような場合には、**保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除ができません**。

- 免責事由に該当した場合(例:責任開始日から3年以内に被保険者が自殺したとき/ご契約者または死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき など)
- 責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする高度障害保険金などのご請求の場合(ただし、ご契約の際の告知等により東京海上日動あんしん生命がその事実を知っていた場合等には、お支払いできることがあります)
- 故意または重大な過失によって告知がなかったり、事実と違うことを告知し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 詐欺行為によりご契約が取消となった場合や、保険金・給付金等の不法取得目的があり、ご契約が無効となった場合(この場合、お払込みいただいた保険料はお返しいたしません)
- 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日までに払込まれないことにより、ご契約が無効となった場合
- 重大事由によりご契約または特約が解除された場合(例:保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき/ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など)
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- 特定疾病保険料払込免除特則については、責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(責任開始期前を含みます)に悪性新生物に罹患した場合(**保険料払込みの免除の対象となりません**)

6 解約の際にはご注意ください

- お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されると、解約返戻金は多くの場合、保険料払込満了後も含めてお払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などによっても異なりますが、特に、**ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです**。
- **この保険は、保険料払込期間を低解約返戻金期間とします**。低解約返戻金期間中の解約返戻金は、解約返戻金を低く制限しない場合の解約返戻金に70%を乗じた額とします。ただし、特定疾病保険料払込免除特則により保険料のお払込みが免除された場合または払済保険に変更した場合は、その後の解約返戻金の計算には70%を乗じません。

7 生命保険会社が破綻した場合等には、 保険金額・給付金額等が削減されることがあります

- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、**保険金額、給付金額等が削減されることがあります。**
- 東京海上日動あんしん生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、**ご契約時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。**
- 詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
〈お問い合わせ先〉生命保険契約者保護機構
TEL:03-3286-2820
[月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時]
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

8 ご契約の乗換えはお客さまにとって 不利益になることがあります

保険契約の乗換え(現在ご契約の保険商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申込むこと)をご検討される場合、特に次の事項についてご注意ください。

- 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項
 - ・解約や減額されるご契約の解約返戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たな保険契約をお申込みされる場合のご注意事項
 - ・新たな保険契約も、一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては、**特別な条件をつけてお引受けする場合や、お断りする場合があります**(保険種類によっては、告知義務がない場合があります)。また、新たな保険契約の責任開始日等を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
(*告知義務についての詳細は [P.12](#)「2 最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください」をご参照ください。
 - ・新たな保険契約について、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺や、責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする入院等の場合は、約款に特に定めがあるときを除き、**保険金・給付金等のお支払いができません**(解約や減額されるご契約の存在は考慮されません)。
 - ・新たな保険契約ががんを保障する主契約・特約の場合、改めて保険期間の始期から90日の不担保期間が適用されるため、保険期間の始期と責任開始期が異なる場合があります。この不担保期間中に現在のご契約を解約するとがんの保障がない期間が発生します。
 - ・新たな保険契約のお引受け条件は、新たにご契約する時点の被保険者の年齢や健康状態、保険料率や予定利率等によって改めて決まります。そのため、保険料の基礎となる予定利率が現在の契約より低い場合は、保険料が高くなる場合があります。

9 税務のお取扱いについて

以下の税務のお取扱いは、2019年12月現在の税制に基づく一般的なお取扱いについて記載しています。税務上のお取扱いが税制改正等で変更となる場合がありますのでご注意ください。また、契約形態、実質の保険料負担者によって、保険金(給付金・年金)、解約返戻金に対する課税の種類が異なる場合があります。個別のお取扱い等については、所轄の税務署等にご相談ください。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保険料払込期間中	保険料は、1月から12月までにお払込みいただいた保険料の合計額から、その年に支払われた配当金を差し引いた額が一般の生命保険料控除の対象となります。				
ご解約時	解約返戻金は、解約返戻金額と既払込保険料の差益から特別控除額(最高50万円/年)を差し引いた額が一時所得となります。 ※ 他の一時所得と合算したうえで、特別控除額を差引きます。				
介護保険金等受取時	介護保険金、高度障害保険金、リビング・ニーズ特約の特定状態保険金などは、受取人が以下のいずれかに該当する場合、全額非課税扱となります。 ・被保険者 ・被保険者の配偶者もしくは直系血族 ・生計を一にするその他の親族				
死亡保険金受取時	ご契約者(保険料負担者)・被保険者・受取人の関係によって、死亡保険金に対する税金が異なります。				
	契約形態	契約例			課税の種類
		契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
	契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と受取人が同一人	本人	配偶者	本人	所得税・住民税(一時所得)	
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者 子	子 配偶者	贈与税	
納付すべき所得税の額の2.1%が復興特別所得税として併せて課税されます。					

10 保険金・給付金等の請求の際は すみやかにご連絡ください

- 保険金・給付金等の支払事由、保険料払込みの免除事由、ご請求手続きなどについては、「ご契約のしおり・約款」、東京海上日動あんしん生命ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)に記載していますので、ご確認ください。
- 保険金・給付金等のお支払いにあたっては、お客さまからご請求いただく必要があります。保険金・給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに取扱者／代理店または保険金請求受付専用ダイヤルへご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命
保険金請求受付専用ダイヤル

 0120-536-338

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- 東京海上日動あんしん生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金・給付金等のご請求は、権利を行使できる時から3年間行使しないと、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。
- 被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が、受取人の代理人としてご請求いただくことができます。指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。
- 保険料払込みの免除(特定疾病保険料払込免除特則による保険料払込みの免除を含みます)についても、被保険者であるご契約者がご請求できない特別の事情がある場合、指定代理請求人がご請求することができます。

11 生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望は 各種窓口へご連絡ください

- ご契約のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等については、下記カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ご契約お申込みの手続きに関しては、取扱者／代理店までご相談をお願いいたします。

東京海上日動あんしん生命
カスタマーセンター

 0120-016-234

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- 東京海上日動あんしん生命へのご不満・ご要望がありましたら、下記お客様相談コーナーへご連絡ください。お客さまのご意見をもとに、商品・サービスの改善を図ってまいります。

東京海上日動あんしん生命
お客様相談コーナー

 0120-630-077

受付時間 平日 9:00～17:00
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

一般社団法人 生命保険協会
ホームページアドレス

<https://www.seiho.or.jp/>

- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

その他の重要事項

お申込みにあたっては、「契約概要」、「注意喚起情報」のほか、次の内容について必ずご確認ください。また、申込書・告知書(情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面)の注意事項等を十分にご確認のうえ、お申込みください。

個人情報に関するご案内

当社および東京海上グループ各社^(※)は、本手続き(情報端末を利用した契約手続きを含みます。)において取得するお客様の個人情報(健康状態に関する質問への回答も含みます。)を、この手続き以降のお客様に関する当社に対する一切の申込み等を含む将来におけるすべての保険引受けの判断、この手続き以降に成立する一切の契約または過去に締結された契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。

- | | |
|--|---|
| ① 保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店、保険仲立人、医療機関、保険金・給付金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等を含みます。)に対して個人情報を提供すること | ③ 保険契約に関して取得する情報は、当社と東京海上グループ各社との間または当社と当社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること |
| ② 保険契約に関して取得する情報は、契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の可否を判断するうえでの参考とするため、個人情報を他の生命保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、一般社団法人生命保険協会等と共同して利用すること | ④ 再保険会社における保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金支払い等に利用するため、対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報の他、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報および健康状態に関する情報など当該業務に必要な個人情報を記録媒体等に安全管理措置を講じて再保険会社に提供すること |

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、当社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、

当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)をご覧ください。

(※)「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の当社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

当社は、お客様の個人情報(健康状態への質問への回答を含みます。)について、ご契約が締結に至らなかった場合や、解約、保険期間満了などにより保険契約が消滅した後も保持します。また、ご提出いただきました申込書、告知書等各種書類は返却いたしません。

〈補足〉

生命保険契約は、契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別の方となる場合があります。このため、保険契約の継続・維持管理等に必要な範囲内で、保険金・給付金の請求・支払に関する被保険者・受取人の情報を保険契約者に開示することがあります。

また、受取人が異なる複数の保険金・給付金の間に関連がある場合、保険金・給付金の支払に必要な範囲内で、一方の保険金・給付金の請求・支払に関する情報を他方の保険金・給付金の受取人に開示することがあります。

上記以外にも、当社は、保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払等に必要な範囲内で契約者の情報を被保険者や受取人に、被保険者の情報を契約者や受取人に、受取人の情報を契約者や被保険者に、それぞれ開示することがあります。

なお、個人情報の取扱いについての照会や開示・訂正・削除等に関するご請求は、

当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)掲載のプライバシーポリシーお問合せ窓口までご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 個人データ管理責任者

契約内容登録制度・契約内容照会制度

- 東京海上日動あんしん生命は、一般社団法人生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社^(※)、全国共済農業協同組合連合会とともに、保険契約等のお引受けの判断あるいは保険金・給付金等のお支払いの判断の参考とすることを目的として、東京海上日動あんしん生命の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

(※) 詳細は一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

支払査定時照会制度

- 東京海上日動あんしん生命は、一般社団法人生命保険協会、各生命保険会社等^(※)とともに、保険金・給付金等のお支払等の判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社等^(※)の保有する保険契約等に関する下記の項目を共同して利用しております。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内のもの)
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

(※) 各生命保険会社等とは、一般社団法人生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。

